

ある。すなわち私法上の法人とされる社会保障金庫理事会の事務局幹部の選任行為に関する争訴は普通法上の事件として司法裁判所で処理されるべきものであり、社会保障法典第171条に規定する大臣の監督権限の対象となるものではないとするのである。つまりこのような選任行為は金庫の内部問題であり、行政権の介入する問題ではないとするのである。

このように理解するとすれば法律的にはこの事件をどのように処理されるができるであろうかとして、Mandeville は一つの仮説的な議論をおこなっている。それは金庫の内部的違反の問題についてである。すなわちこの事件の当事者たるパリ地区初級社会保障中央金庫の1963年の内部規約はその第7条で、金庫事務局における労使各代表の構成に関する原則は理事会の構成をもととしなければならないと定めている。従ってこの内部規約の拘束力を検討することによってもこの事件の処理が可能ではないかと問題の提起をしているのである。しかし参事院はこの問題について、社会保障機関は自から定めた規約に服従

させられるものではないと判断した。それは社会保障機関を私法上の法人とみるとところからくるものであって、その種の規約違反は規約の変更と理解されるのである。この点についてはフランスの判例の一般的態度であって、一般的規制の効力をもつかあるいは公権力自体がその起草者となっている場合を別として、「私法上の規約に反する議決に対しておこなわれる異議申立ては法律違反の異議申立てとみなされない」のである。しかしながら他方、この事件の判断に当たって、参事院が当該金庫事務局の「構成」は社会保障機関の組織上の基本原理に反するとしていること

ろをみると、あるいは当該金庫の上記内部規約に一般的規制力をもたせたものと理解することができるかも知れない。もしそうだとすると、一方で社会保障機関の公法的性質を否定しながら、他方でこれを肯定していることになり、この事件は社会保障金庫の法的性質についての従来からの理解に大きな変化をもたらすことになるのではなかろうかというのが Mandeville の最後の指摘である。

La Autelle ministérielle sur les operations électorales des Caisses de sécurité sociale, Droit social, Janvier 1971, pp. 57—69.

(上村政彦 健保連)

社会保障制度の拠出上限

— 5カ国による —

(アメリカ)



本稿には、主として、オーストリア、フランス、西ドイツ、スウェーデン、およびアメリカを対象として、社会保障制度の拠出で対象とされる収入の上限にかんする比較と検討

が示されている。

拠出(また、給付にもあてはまる)の対象とされる収入の上限には、(1) 総収入、(2) 各労働者の全収入、および (3) 常傭被用者の全

収入が考えられる。しかし、(3)には、資料が不足しているので、これは検討の対象から除外する。ところで、ここで取上げる収入は、基本的な現金による賃金（補足的な諸手当を含む）と現金以外の報酬が含まれる。いずれにしても、上限はオーストリアと西ドイツがダイナミックな仕組みで、また、スウェーデンが消費者物価指数により、それぞれ生産性や生計費などの上昇のような経済的変動に対応させて、完全な自動調整を行なっている。フランスは半自動的調整で、アメリカは必要に応じてそれぞれ調整している。このような方式の中で、アメリカの上限は他の4カ国より低く、他の4カ国では、大部分の労働者の収入が上限以下となっている。

上限の高低はともかく、上限と収入との具体的な扱いについて多数の国々の状況をみれば、各国の間では、(1) 上限以上を除外する、(2) 抛出と給付算出の最高収入額を定める、(3) 上限を全く設けない、もしくは、(4) 他の制限方法を使用する（抛出に上限なし、給付に上限あり）などの方式が採用されている。(1)では、アメリカは必要に応じて、フ

ンスは労使の全国的交渉で、それぞれ上限を次第に引上げ、西ドイツは上限を廃止した（1968年）。(2)は最も一般的に用いられる方法であるが、全収入を対象とするのは政策的に困難で、使用者と高額取得者（給付上限に反対）のグループによる圧力を加えられる傾向がある。(3)は理論的には各方式の中で最大の再分配効果をもっているが、しかし、大部分の国では抛出に上限がないのに対して、給付は低い。ちなみに、医療給付は過去の収入の大きさと全く無関係な例である。(4)は少数の国々が採用しており、給付上限も設けているが、しかし、この方式を用いる国で給付が上限に達するのは、たとえば、ベルギーとフィンランドが2000年、また、デンマークが1996年と予想されている。

本稿で対象とした5カ国における製造業の平均賃金（男女）と収入上限の対比は、国や年によって異なり、とくに、アメリカは年により比率が大きく変化する。たとえば、上限の対平均賃金比（1968年—ILOの資料による）では、西ドイツが179%，オーストリアが168

%、フランスが162%，スウェーデンが234%で、アメリカは122%にすぎない。また、この比率は各国の平均賃金の算出方法によっても異なるが、各国はそれぞれの方法で平均賃金を算出している。平均賃金の算出では、オーストリアは、ブルーとホワイトの被用者を対象に、1967年以降の毎年1月と7月に平均賃金を検討し、翌年初めから賃金水準を調整しており、この全国的平均賃金は製造業平均賃金の約85%に相当する。西ドイツでも、ブルーとホワイトの被用者を対象に、平均的総収入（男女）で全国的平均賃金が示され、算出時より数えて、それ以前における第3、4、5年目の3年間が評価と対象となっており、この方式による上限は平均の約2倍に当る。スウェーデンでは、所得比例方式の年金を併設したとき以後、現在の上限決定方式が定められており、その上限は「基本額」の7.5倍となっている。この基本額は、所得比例方式を採用する時に、年額4,000クローネを基礎として定められ、これはこの年額を採用したときに、この金額を全国的平均賃金の2分の1として決定され、上限は、ブルーとホワイ

トの被用者のうち90%をカバーするものとされた。現在、上限は平均賃金の約2.3倍に相当している。アメリカでは、現在、上限は平均賃金の約1.2倍に相当しているが、かつて上限のある基準として月収250ドル(年額3,000ドル)の水準が設定された。これは労働者の大部分をカバーするもので、工場労働者の平均賃金の約3倍とされ、カバーされた全労働者の97%がそれぞれ取得する総収入に相当するものであった。これらの関係からいえば、1970年の水準は約18,000ドルということになる(訳註 1971年現在の上限は年額7,800ドルで、1971年3月17日付の公法92—5号により、1972年1月よりこの金額は9,000ドルとなる)。

賃金や生計費の上昇に対応するように、上限を引上げるのに失敗すれば、低賃金グループに対して、拠出負担は重いものとなるであろう。したがって、経済的な変動に対して、上限を調整する必要が生ずる。その調整に各国は各種の方法を用いており、たとえば、オーストリアと西ドイツは全国的平均賃金の変化を用いている。スウェーデンも全国的な平

均賃金の変化を使用しているが、その平均賃金を算出する基礎に、消費者物価指数が用いられている。フランスは全国的平均賃金指数を用いる例である。これらに対して、アメリカは必要に応じて法律で上限を決定しており、議会の決定には、賃金や物価の指数はなんら直接的な関係をもっていない。これら各國の調整方式の中では、スウェーデンの方式が経済的な変化に最も早く対応しており、この例では、指標の変化が3上昇すればいつでも自動的な調整が行なわれ、1年間のあるなんらかの特定な時期とはなんら関連をもっていない。しかし、この方式は調整の頻度が高くなる傾向があり(訳註 本誌第14号の52頁参照)、しかも、調整には実質的賃金の上昇が反映されていない。なお、オーストリア、フランス、および西ドイツは毎年1月1日に、それぞれ調整が行なわれることになっているが、これらの国々の方式では、調整にタイム・ラグがあり、それらの期間はそれぞれ2年、3—15ヶ月、および3年となっている。これら3カ国の調整は、調整の必要性を検討し、かつ勧告する自主的な機関の発言に

もとづいて提案されるが、この方法は、一方では経済的な変化に対応するのに有利とされ、他方では使用者や高額所得者グループの圧力をうけることがあり得る。

社会保障制度の拠出対象とされる賃金支払い総額を、支払われた賃金と俸給の合計と対比させると、その比率はドイツが94%、フランスが81%で、アメリカが71%であった(それぞれ1965年)。オーストリアの比率は統計上の操作困難から、この比率を示すことができないが、各種の操作を加えたスウェーデンの比率は65%にすぎなかった。

Max Horlick and Robert Lucas, *Role of the Contribution Ceiling in Social Security Programs: Comparison of Five Countries, Social Security Bulletin*, No. 2, 1971, pp. 19—31.
(U. S. Dept. of Health, Education, and Welfare; Social Security Administration; Office of Research and Statistics の Chief of International Staffs である Mr. Paul Fisher より上記論文の抜刷りが、別に届けられた)

(平石長久 社会保障研究所)